

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
○ 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件三件 一七四
- 道路の区域を変更する件四件 一七五
- 道路の供用を開始する件 一七六
- 公告
○ 浸水想定区域を見直した件 一七六
- 一般競争入札を行う件 一七七
- 福島県教育委員会
○ 公印を改刻しその使用を開始する件 一七八
- 平成二十八年三月二十九日付け号外第二十六号中
正誤 一七八

告示

福島県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- 二一 解除予定保安林の所在場所

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 二一 解除予定保安林の所在場所
いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
大沼郡会津美里町松坂字博士沢丁六二五の四九・丁六二五の五〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、丁六二五の九一
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
 三 解除の理由
 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 (森林保全課)

福島県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	石川郡石川町字石田七 七番四地先から 同 郡同 町字響取五 五番一五地先まで	変更前 変更後	一一・八 三四・八 一七・四 二六・九	八一・〇 八一・〇 八一・〇

(道路計画課)

福島県告示第百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

一般国道 一五二号	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
大沼郡金山町中川字大 田面一四八二番二地先 から 同 郡同 町水沼字赤 沢五〇五番一地先まで	八一・〇 二五・〇	一一・五 三一・〇	二、一六〇・六 二、一六〇・六

(道路計画課)

福島県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤留 塔寺線	河沼郡会津坂下町大字 船杉字宮ノ下五七六番 地先から 同 郡同 町大字 塔寺字杉境乙一九七九 番二地先まで 大沼郡新鶴村大字沼田 字木留場一七番地先か ら 河沼郡会津坂下町大字 塔寺字杉境乙一九七九 番二地先まで 河沼郡会津坂下町大字 船杉字宮ノ下五七三番 地先から 同 郡同 町大字 船杉字宮ノ下五七六番 地先まで	変更前 変更後	A 三・六 二一・〇 B 六・八 五五・〇 C 六・八 一三・四	一、二七八・五 四、八三九・九 九〇・〇

大沼郡新鶴村大字沼田 字木留場一七番地先か ら 河沼郡会津坂下町大字 塔寺字杉境乙一九七九 番二地先まで	変更後	B 六・八〇 五五・〇	四、八三九・九
---	-----	-------------------	---------

(道路計画課)

福島県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道北泉 小高線	南相馬市原町区小浜字 西内四六番地先から 同 市原町区小浜字 高柴六番二地先まで	変更前 変更後	七・〇〇 一四・〇〇	三三三・〇〇 三三五・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道赤留塔寺線	河沼郡会津坂下町大字船杉字南杉 乙二九番一地先から	平成三〇年三月二十七日

公 告

同 郡同 町大字塔寺字杉境
乙一九七九番二地先まで

(道路計画課)

公告第六十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、湯川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成十九年福島県公告第六百九十号）（阿賀野川水系湯川に係る部分に限る。）は、廃止する。
平成三十年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄
(河川整備課)

公告第70号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年3月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 FRPアワビ飼育水槽 40基
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年11月30日（金）
- (4) 納入場所 （仮称）福島県水産種苗研究・生産施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年4月27日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年4月27日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年3月27日（火）から平成30年4月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年4月6日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年4月6日（金）午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年5月18日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月17日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。


9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : FRP tank for abalone farming 40 units
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 18 May 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 17 May 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

一 下 後ろか ら一七	平成二十八年三月二十九日付け号外第二十六号中	ページ 段 行 正 誤	正 誤	7	2の4	番号	福島県教育委員会告示第二号 公印を次のように改刻し、平成三十年四月一日その使用を開始する。 平成三十年三月二十七日 福島県教育委員会 職印
地域に	地域に	正	正	福島県教育庁県南教育事務所長印	福島県教育委員会教育長印 (横書き文書用)	公印の名称	
地域に	地域に	誤	誤			印 影	
				県南教育事務所長		公印管理者	